

第2回定例会議事日程（第2号）

第1 一般質問

東 育代君

1. コミュニティ自動車貸与事業について

- (1) 福祉車両を活用し、平常時において地域活性化を図る取組に対し車両を貸与するとあるが、対象地区を全地区に拡大することとなった経緯について伺う。
- (2) 平成30年4月から先行して取組んだ5地区は、地域の実情に合わせた活用方法を模索し方向性が見えてきた地区もあると聞いているが、成果と課題はどのようなか。

江口祥子君

1. 長寿健診について

- (1) 令和2年度からフレイル（虚弱）予防に特化した問診票により長寿健診が実施されるが、新たな問診票の内容と取組方法について伺う。
- (2) これまでの健診実績、市民への周知方法、今後の健診の進め方について伺う。

2. 放置自動車対策について

- (1) 平成30年3月議会定例会において、この放置自動車の一般質問を行ったが、その後の対応は適切に行われたのか。
- (2) 串木野新港（フェリーターミナル付近）の放置自動車の現状、今後の対応・対策について伺う。

中里純人君

1. 行財政改革について

本市の財政の現状、今後の財政運営や次期行政改革大綱への見解を伺う。

2. 市民サービスの向上について

- (1) 行政改革大綱では、「市民満足度の高いサービス日本一を目指します」とうたっているが、どのように評価されているのか。
- (2) ワンストップ窓口の導入についての見解を伺う。
- (3) おくやみ窓口の設置についての見解を伺う。
- (4) 終活支援（終活情報登録伝達事業）についての見解を伺う。

大六野一美君

1. 公共施設の統廃合について

- (1) 今回、「第1期建物系個別施設計画（案）」が示されたが、廃止される施設については市民ニーズを考慮されたのか。
- (2) 今後の消防施設の整備計画について伺う。
- (3) 冠岳小学校は令和2年度末をもって廃止予定となっているが、跡地の利活用について伺う。

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

本会議第2号（6月15日）（月曜）

出席議員 16名

1番	吉留良三君	9番	中里純人君
2番	江口祥子君	10番	東育代君
3番	松崎幹夫君	11番	西別府治君
4番	田中和矢君	12番	竹之内勉君
5番	平石耕二君	13番	原口政敏君
6番	中村敏彦君	14番	宇都耕平君
7番	大六野一美君	15番	福田清宏君
8番	濱田尚君	16番	下迫田良信君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	岡田錦也君	主	査	福谷和也君
補	佐	石元謙吾君	主	任	橋之口健志君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	教委総務課長	瀬川大君
副市	長	中屋謙治君	消防長	若松勝司君
教育	長	有村孝君	まちづくり防災課長	下池裕美君
総務課	長	東浩二君	健康増進課長	猪俣勝人君
政策課	長	北山修君	水産商工課長	平川秀孝君
財政課	長	出水喜三彦君	市民課長	榎元京子君
市来支所	長	橋口昭彦君	福祉課長	立野美恵子君

令和2年6月15日午前10時00分開議

△開 議

○議長（下迫田良信君） これから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（下迫田良信君） 日程第1、一般質問を行います。

これより、通告順により、順次、質問を許します。
まず、東育代議員の発言を許します。

[10番東 育代君登壇]

○10番（東 育代君） 皆さんおはようございます。

政府は3月、新型コロナウイルス問題を歴史的緊急事態に指定し、将来の教訓にするため公文書管理を徹底することを決めたとありました。5月の新聞には、政府の新型コロナウイルス感染症対策専門会議は長丁場の感染拡大に備えた新しい生活様式をまとめて提言したとあり、マスク着用、手洗いをはじめ、会った人を記録、買物は素早く、食事は横並びで、働き方ではテレワーク、オンライン会議、学校ではリモート授業、オンライン授業、さらにはソーシャルディスタンスなどと耳慣れない言葉と生活様式の変化に戸惑っております。

新型コロナウイルス感染症予防対策として、6月議会定例会の対応が見直されました。一般質問時間の短縮で当局分を含めず議員一人の持ち時間20分とするものです。時短ということを受け、今回はコミュニティ自動車貸与事業について1件のみの質問とさせていただきますと思います。

地域住民の避難手段の確保のため、譲与された福祉車両を活用し、平常時において地域活性化を図る取組に対し車両を貸与すると当初予算の事業説明を受けました。

地域公共交通網形成計画が平成31年3月に策定されました。その中に地域独自で維持し続けられる公共交通システムの導入の項目があります。本市では、2018年4月から地域が独自で維持し続けられる公共交通システムとしてコミュニティ自動車の貸与

事業があり、市内5地区で導入が始まりました。当初は運用方法に苦慮されている地区もあったようにお聞きしておりますが、今では地域活性化に大いに役立っていると喜びの声もお聞きしております。今年度から対象地区を5地区から市内全地区に拡大されての貸与事業となるようです。

コミュニティ自動車貸与事業については、事業開始から2年経過での見直しとなりますが、なぜ今なのか。導入済みの5地区とはどのような検討協議がなされたのでしょうか。また、未導入地区からの意見や要望はどのようなものがあつたのでしょうか。今年度、コミュニティ自動車貸与事業が見直されることとなった経緯について市長の見解をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） おはようございます。

東育代議員の御質問にお答えいたします。

コミュニティ自動車はこれまで5地区において、ころばん体操、地区行事等での住民の送迎など、地域活性化への取組として運行されておりました。しかしながら、市の地域公共交通網形成計画の見直しにおいて、導入地区は移動手段としてはタクシー等の公共交通機関を選択され、コミュニティ自動車は地域公共交通を補完する移動手段として位置づけられました。また、利用者の気遣いなどにより身内の方に支援してもらう状況が多いなど、思うように活用されていない状況がありました。

このようなことから、これまでの運行実績や導入地区の現状、未導入地区からの要望なども勘案し、市内全地区を対象とした車両の活用はできないか、事業の見直しを図ろうとするものであります。

○10番（東 育代君） ただいま市長から答弁をいただきました。経緯についての答弁でございましたが、なぜ今なのか。導入済みの5地区とはどのような検討協議がなされたのか。また、未導入地区からの意見、要望はどのようなものがあつたのかお聞きします。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 見直しに当たりまして、年度当初、5地区のまちづくり協議会

長に事前説明等を行わせていただきました。その後、新年度の各地区の予定状況も勘案し、一定の期間を設けさせていただきまして、車両の返却といったような状況になっているところがございます。

返却に当たりましては、5地区での車両の管理面の負担軽減につながるの思いもございました。そのほか、5地区同時での返却といったようなことが平等性を欠かない判断であったとし、対応したところでございます。

未導入地区からの要望等につきましては、公共交通網形成計画の見直しに当たりまして、該当する地区でのヒアリング等をさせていただき折に、未導入地区から「我々の地区でもこういった車両の活用はできないだろうか」といったような意見を頂いたところでございます。

○10番（東 育代君） 未導入地区からの意見、要望もあったということでございます。地域公共交通網形成計画のヒアリング、それとも、それぞれにまち防が全地区のまち協の方々にはヒアリングをされたというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 現状におきまして、公共交通網形成計画、先ほど答弁させていただきましたが、この件につきましては全地区と協議はしておらず、該当する地区だけでの協議といったようなことで、今、終わらせていただいております。現在、16地区のまちづくり協議会長へ新たな事業の取組について意見等をお伺いしている状況でございます。

○10番（東 育代君） 先ほど答弁の中に事前説明をしたと、一定期間での返却という言葉がございましたが、5地区の方々にお聞きしたところ、事前説明じゃなくて、決まったというような内容の説明であったと聞いておるんですが、そこら辺のところはいかがだったのでしょうか。

それと一定期間で返却をということですが、決まりましたので引き上げますという通知であったというふうに地域の方は理解されているんです。そこら辺に温度差があったのかなとも思うんですが、そのやり方、手法について、少し気になる場所なんです、いかがでしょうか。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 先ほど、答弁でもありましたけれども、見直しに当たりまして、今年度、新たな事業の取組といたしまして、年度当初、5地区のまちづくり協議会長さんへ今年度の事業はこういった見直しをしたいんだということで説明をさせていただきまして、そのときにおきましては一定の理解を、「ああ、そうなんだね」といったようなことでお話をさせていただいたところがございます。

それから、返却につきましては以前から管理面の負担といったようなものもあるという御意見も伺っていて、5地区同時で返却していただくことが平等性を欠かない対応かなといったようなことで判断して対応したところでございます。

しかしながら、早々に返却といったような対応をしたことから、各まち協の皆様に配慮が少し足りなかったのかなといったような点は感じているところでございます。

今後、新年度からの新たな事業で、制度づくりにつきましては、十分協議を重ねて進めていきたいと考えているところでございます。

○10番（東 育代君） 配慮が足りなかったと言われました。配慮が足りなかったと思うんですね。

最初、2018年にこのコミュニティ自動車導入が始まったわけですが、そのときの取決めについて、2年間で取り上げますよとかいうような契約期間とか、あるいは使用方法、費用負担、費用弁償、車両保険、任意保険、事故等対応などについて、どのような説明であったのか。誓約書というような、契約書というようなものはどこまで書いてあったのかお聞きします。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 当初、貸与時の市との取決めについてであります。

貸与に当たりましては、要支援者避難等のための庁用車貸付に関する要綱に基づきまして、使用するたびに貸付申請を行っていただきまして利用するという形態でございまして、年間を通しての委託等の契約といったようなものではございませんでした。

しかしながら、車両の管理につきましては、事業に取り組みたいという当該地区へ管理の面について

はお願いしている状況でございました。

そのほか経費面等につきましては、車両の整備点検費用であったり、任意保険であったりといったような部分については市で、それから、燃料費等々につきまして、実際、走らすのに要する経費についてはまち協で負担をしていただくといったような協議をさせていただいて、進めさせていただいたところでございます。

○10番（東 育代君） その中で使用期間、契約期間、年間契約はなかったということですが、そこら辺がなかったので、まち協としてはできるだけ利用方法を考慮しながら積極的に取組をなされたわけなんですよね。その矢先の出来事だったということで、かなり憤慨されている地区もありました。

地域公共交通網形成計画に沿ったというお話をされましたが、この中ではコミュニティ自動車の活用の拡充と持続可能な地区の移動手段を確保するための仕組みづくりが示されていて、2020年度までは導入地区での検討、2021年度から新たな導入地区の検討が示されております。

今回示されたコミュニティ自動車の貸与事業は、先ほども位置づけをお話しされましたが、デマンド運行を実施することで地域住民の利便性の向上を図るとあります。先ほどからこの計画について少しお話をしているんですが、この地域公共交通網形成計画に沿うものだったのか、関連があるのか、ないのか伺います。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 現在、コミュニティ自動車は地域公共交通網形成計画におきましては、地域公共交通を補完する移動手段として位置づけられております。

今後、人口減少や高齢化社会が進む中、交通弱者の移動手段としては地域が主体となるコミュニティ自動車は自助共助による身近な手段であると捉えております。

今後の公共交通機関の状況等も注視させていただきたいと考えておまして、今回の取組につきましては、地域公共交通網形成計画に基づく先行する取組として、全地区において協議検討を進めているところでございます。

○10番（東 育代君） 先行しての取組という御答弁がありました。やはり2020年度までは導入地区内での検討をしっかりとするというふうに書いてあるので。そして、その協議結果を受けて、2021年度からどうしようかという運びになれば、また、地域の人たちからも不満は出なかったと思うんですね。

コミュニティ自動車を導入された5地区のまち協では、地域の実情に合わせて、ドライブレコーダーや防犯、青パト隊やイベントの広報車として拡声器やテープアンプを搭載されたり、運行規約、運行日誌、運行前点検、運行記録簿などを作って、地域の実情に沿って独自の取組が始まっているようにもお聞きしております。規約や運行日誌、あるいは点検記録、地域の実情に沿って、独自の取組が始まっているわけですが、今回の2020年度からコミュニティ自動車の貸与事業の見直しを受けて、「唐突であって、突然でびっくりした」と5地区の方々の御意見ですが、これについていかがでしょうか。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 今年度から新たな事業として取り組むに当たりましては、先ほど地域公共交通網形成計画に基づいた先行する取組ということで答弁をさせていただきました。しかしながら、事業の取組に当たりまして、ちょっと地域の皆さんに配慮が足りなかったなということは、先ほどの答弁でもありましたけれども、感じているところでございます。

今年度の新たな制度づくりは地域の方々とも十分協議を重ねさせていただきまして、双方理解の上で制度を進めていきたい、検討していきたいと考えているところでございます。

○10番（東 育代君） 行政との信頼関係の上に地域づくりは成り立っていると、ある地区のまちづくり協議会長さんがお話をなさいました。「コミュニティ自動車は自分たちの地区で購入した車ではないので、引き揚げると言われたらどうすることもできない、どうにでもしてくださいと、多分、借りることはもうないでしょう」と言い放たれました。一生懸命に取り組まれている方々のやるせなさを感じました。

導入されたコミュニティ自動車の利活用に取り組

まれている地区の方々と、事業変更についての事前の説明、協議について、配慮が足りなかったという答弁ですが、「まちづくりは行政と地域の共同作業と思って取り組んでいたが残念です、目線が違いますね」と言われました。このようなコメントについていかがでしょうか。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 今回の見直しに当たりまして、5地区のまちづくり協議会長へ事前説明をさせていただきました。事業の見直し案について一定の理解を頂いたと考えております。

現在では市まちづくり連絡協議会の定例会におきまして、新たな運用要領案等をお示しさせていただきました。御意見を伺っているところでございます。今後も効率的な活用に向けて、十分な協議を重ね、進めさせていただきたいと考えております。

○10番（東 育代君） 一定の理解を頂いたという答弁ですが、一定の理解をしていないという地域の方々との温度差があったんですね。理解はしてないと。

経緯についてはちょっと置いておいて、次の質問に入りますが、平成30年4月から先行して取り組んだ5地区は地域の実情に合わせた活用方法を模索し、方向性が見えてきた地区もあると聞いています。

成果と現状はどのようなか伺います。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 成果と課題についてであります。

成果といたしましては、5地区におきまして地域内でのころばん体操、イベントの送迎、そして、防災訓練など各地区のニーズに応じた利用がなされたものと考えております。また、一部の地域では積極的な活用を検討する場として専門部会、自動車部会といったような部会も組織をされております。

一方、課題といたしましては、まず運転手の確保、そして、運行経費、管理費負担といったものがあるということをお聞きしております。そして、車両の保管、管理、そして、運行における事故への不安もあるといったような声もお聞きし、そのようなことから利用しづらい状況があったと考えております。

○10番（東 育代君） 地区の中では本当にころばん体操とかいろんなイベントとか高齢者サロンとか、

各地区のニーズに沿った活動が幅広く展開されていたということをお聞きしているところでございます。既に導入された地区のまち協では地域の実情に合わせて、様々な取組がなされておりました。

「これからの高齢化社会に必要な移動手段の確保にも大きな役割を担っていた」と利用者の喜びの声が聞かれ、成果が目に見えてきていたようです。地区の取組については、もうしばらく見守るべきではなかったのかなと思います。それぞれの地区の現状について、どのように認識なさっておられるのでしょうか。伺います。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 各地区による利用の現状等についてでございます。

各地区からは毎月、利用の日時、利用の使途、利用者数、走行距離等の報告を受けております。この報告等によりまして、利用状況、現状を把握をさせていただいておりました。また、先ほど専門部会といったような答弁をさせていただきましたが、その専門部会へ職員が参加をし、検討状況等の把握もさせていただいておりました。

○10番（東 育代君） 毎月の報告もきちっと頂いて認識しているということですが、5地区ではそれぞれの温度差があったと思うんですね。利用頻度にもそれぞれ地区によって違いがあったと思うんです。専門部会が、まち協の中に自動車部会ができて、毎月開催されたら、その中に職員も行ってたというのは聞いておりますが、その中では一言も変更についての説明は受けていないということでした。こちら辺のところは少し配慮が足りないのかなというところになると思うんですよね。

課題についても言われました。運転手の確保とか、駐車場がないとか、それは一つの課題だと思います。課題のもう一つに、路線バスやいきいきバス、タクシー業者とコミュニティ自動車の役割分担もあるようです。今回の貸与事業で市内、県内と運行がかなり柔軟になったと聞いております。公共交通が担う役割として各地区のまち協が主体となって運行し、各地区を運行する公共交通、路線バス、いきいきバス、タクシーを補完する役割とあります。事業者とどのような調整がなされたのでしょうか。伺います。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 公共交通事業者との調整についてであります。

まず、事業開始に当たりまして、陸運支局と協議をさせていただきました。その結果といたしましては、不定期運行、運転手はボランティア、運賃無料、公共交通に影響を与えない範囲での運行であれば問題がないとの見解を頂いたところです。

その後、公共交通網形成計画の見直し協議の際に、市内のタクシー事業者、公共交通事業者と協議を行ったところ、コミュニティ自動車の運行に支障がないとの回答を頂いたところであります。

今後も関係者と十分な調整を図ってまいりたいと考えております。

○10番（東 育代君） 陸運支局などと話合いがあつて調整をしたということですが、それを受けて、私は今回、5知区の導入されたまち協の方々にお聞きしました。たくさんコメントを頂きました。

その中に「月、水、金はいきいきバスの運行があるので、火、木、土に利用してきた、利用計画を立てていた」とか、「地区内だけの利用しかできなかったが、今回からは市街地まで、場合によっては県内の利用もできると説明があつて、制限が厳しい中でも高齢者の移動手段に取り組んできたのに、8キロもある市役所まで借りに行くことはないでしょう」。

また、「路線バスの廃止が決まっている中で、高齢者の移動手段は切実なものがある。ころばん体操や敬老会、サロンなど地区行事への参加者の要望があつても、6キロ、7キロもある市役所までは借りに行くことはないでしょう」。

「拡声器やアンプ、赤色灯など整備して、青パト隊として防犯活動に取り組んでいたが、突然でびっくりした。ドライブレコーダーなどで安全運行を心がけていたのにあきれた」などの、厳しい、嘆きにも受け取れる声が聞こえてきました。

貸与事業の見直し、事業変更の説明について、地区住民の意向を十分に酌み取った形であったのか疑問に思います。今回の貸与事業は車両が必要なときは事前に申し込んで、市役所まで借りに行くようにとあります。全部の地区が対象となったことで、こ

れまで使用できなかった地区では歓迎の声もあるようです。

一方では、「今後ますます人口減少と高齢化が加速していくことは歴然としている、引き揚げられたのにわざわざ借りに行くことはないでしょう」との声もお聞きした中で、それぞれの地区から出された意見や課題をどのように認識なさっておられるのか、再度伺います。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 現在、今年度の新たな事業につきまして、市まちづくり連絡協議会の定例会の場におきまして、御意見等を伺っているところでございます。

新たな事業でございます。今から制度の整備をしていく状況でございます。今後、検討協議を十分重ねていきたいと考えているところでございます。

○10番（東 育代君） 新事業についての説明ではなくて、今まで使われていた地区で出された意見や課題について、どのように認識なさっておられるのでしょうかと伺いました。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） これまで配置をさせていただいております5地区とも、個別と言いますか、取組の内容等について事前の会長さんへの説明はさせていただきましたが、中身についてそれぞれの協議会と検討・協議といったようなものは現在できておりませんで、今後、進めさせていただきたいという状況でございます。

○10番（東 育代君） 繰り返しになりますが、新事業についての説明ではなくて、これまで出された意見についてどのように認識なさっておられますかと伺いました。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） これまで事業を進めてきた2年間におきましては、様々な課題もあるといったようなことで、これまでも5地区の方々には集まっていたいただきまして、課題解決に向けた協議も開催させていただきました。その中におきましては、各地区で取り組んでいる状況等も報告をさせていただいて、その情報共有といったようなやり方も以前、取り組んだこともございました。

やはり課題といたしまして、運転手の確保等が一番問題があるよねといったようなことで協議もさせ

ていただいたところでございます。

○10番（東 育代君） 本当に高齢化が加速している周辺地域では、地域における持続可能な移動手段の確保というのは本当に深刻になっております。コミュニティ自動車地区にとって、どのように利用されていたのか。利用頻度は地区によって違ったと思います。5地区それぞれがかなりということではなくて、やはりあまり使われてない地区もあったと聞いております。5台を一斉に引き上げるのではなく、ほかに方法はなかったのか伺います。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 今回の事業の見直しを図るタイミングにおきまして、地区においては部会など利用について検討・協議がなされ、地区のニーズに合った取組がなされているということは把握しておりました。しかし、現状においては5地区とも利用頻度が低かったといったようなこと、それから、車両の管理面の負担軽減につながることで、そして5地区同時での返却を求めることが平等性を欠かない対応と判断をし、今回、一斉の返却を求めたところでございます。しかし、期間が短かったといったようなことで、我々の配慮が足りなかった面というのは感じているところでございます。

○10番（東 育代君） ちょっと気になるんですけど、5地区とも利用頻度が低かったと。これはいつの時点でヒアリングをされたときのことでか。私が聞き取った直前では、非常に温度差はある中でも、それが本当に地域づくりの一部になっていたというようなこともお聞きしておりますが。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 毎月、利用状況の報告をいただいております。その中で地区ごとに利用回数等は差がございました。しかし、全体的に利用というのはあまり思わしくないといったような状況もありまして、そして、やはり同時に対応させていただくことが平等性を欠かないという判断でございました。

○10番（東 育代君） 繰り返しになりますが、私は先に導入された5地区のまち協の会長さんをはじめ、まち協の方々にもお話を伺いましたが、「まちづくりは行政との信頼関係の上でなっている。一方通行では災害が発生したときなど災害には勝てない

よ」と、ある会長さんがお話しなさいました。

今年度から実施される貸与事業について、先に導入された地区の方が理解していただけるような協議が必要ではなかったのかなと思っただけの質問です。再度お聞きします。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 事前の説明といったような御質問であろうかと思いますが、今年度の新たな事業といったような取組でございまして、現在、その中身につきまして協議を進めているという状況でありますので、その点は御理解いただきたいと思っております。

○10番（東 育代君） 答弁が繰り返しになるので。新たな事業じゃなくて、今までがあつて新しい事業があると私は理解してるんですが。

繰り返し同じ答弁になると思いますので、最後に市長にお聞きします。

あるまち協の会長さんはこのようにお話しされました。「自分たちはそれぞれの地域の実情に沿った形で一生懸命にまちづくりに取り組んでいる。これからさらに増えるであろう高齢者の移動手段に苦慮していたところ、コミュニティ自動車の貸与はとでもありがたかった。地域の方々の喜びを力にやっとな方向性が見えてきたところだった。初めから2年限定の説明は受けていないなか、市で一括管理、集中管理の変更に正直驚いた。行政との信頼関係があつてまちづくりはできると思う。地域が元気でなければ市の発展はない」と言われました。

私も長い間、地域活動をしておりますが、市はどこを見ているのと、最近感じるがございます。

「行政との信頼関係がなければまちづくりはできない」と言われたまち協の意見に私も共感をしました。

今回の「コミュニティ自動車を貸し出します」の資料には、「地区や公民館の自主的な公益活動を支援し、市民と行政による共生協働のまちづくりを推進するため、市が所有するコミュニティ自動車を貸し出します」とあります。対象地区を全地区に拡大されることはよいことだと思いますが、先に取組を始めた5地区のまち協の方々と成果や課題を十分協議されてから、未利用地区への取組があつてもよかったのかなと。市民と行政による共生協働のまち

づくりの推進は地域と行政の信頼関係の上に成り立つと、改めて5地区のまち協の方々の御意見をお聞きして感じました。

今回のコミュニティ自動車の貸与事業について、再度、市長の見解をお聞きします。

○市長（田畑誠一君） まちづくりの基本と申しますか、根源というのは、東育代議員がおっしゃったとおり、地域の皆さんと行政の信頼関係の上に成り立つと私も思っております。

そこで、今回、コミュニティ自動車の活用をこれまでの5地区から全地区へ広げ、利用台数も最大3台までとし、走行範囲も市内全域等へと拡大する変更内容での協議を現在、市とまちづくり協議会において進めているところであります。

先ほど述べましたとおり、本市が掲げる共生協働のまちづくりを進める上では、市民と行政が連携を図り、情報を共有し、課題解決に向けた取組が必要であると感じております。今日、過疎、高齢化が進行している現状にあります。そういった面で、コミュニティ自動車の貸与事業は今後の市民生活の移動手段に密接に関係する事業であると思っております。交通弱者の皆様方に少しでも多くの方に利用していただいて、少しでも喜んでいただく、そしてコミュニティづくりにつなげていただいたらという願いを込めて、要は今までそういった意味で貸与してたコミュニティ自動車が比較的活用がされてなかったということで、地域に密着した方法としてどのような方法を取ればいいのかということで、今回の見直しになったところであります。

したがって、今後は、今、縷々御意見を頂きました、まち協の皆さん、地域の皆さん方の御意見を十分踏まえながら協議して、よりよいお互いが納得できる状況に持っていけるように、今後、協議を進めてまいります。

○10番（東 育代君） 答弁の中に比較的活用されていなかったということがありますが、地域によっては非常に活用されていた地区もあるんですよ。それを本当にまちづくりの一部として進めていたところもあるんですよ。

地区によって抱える問題が違います。中心地、中

心市街地地区から最も遠い冠岳地区や羽島地区の高齢化率はもう45%を超えています。生福、川上、荒川地区は地区面積が広く、広報活動にも重宝されていたようです。地区との情報交換が必要であったように思います。

「地域が元気でなければ市の発展はない」と言われたまちづくり協議会の方のお話をお聞きしました。行政と各地区が同じ方向を向いた取組となることを願っております。

以上で一般質問の全てを終わります。ありがとうございます。

○議長（下迫田良信君） 次に、江口祥子議員の発言を許します。

[2番江口祥子君登壇]

○2番（江口祥子君） 皆様こんにちは。公明党の江口祥子でございます。

新型コロナウイルスが猛威を奮い、世界中で多くの死者も出ています。お亡くなりになられた方へ衷心よりお悔やみ申し上げますとともに、治療中の患者の皆様方に心よりお見舞い申し上げますとともに、医療現場で頑張ってくださいの皆様に心から感謝申し上げます。

先日、鹿児島でも新たな感染者が出る中ではありますが、子どもたちは学校も始まり、登校する姿に元気をもらっています。この子たちの未来のためにも、今、大人たちが知恵を出し合い、踏ん張っていきたくと考えます。

それでは、通告に従い、一般質問させていただきます。

初めに、広報紙に「フレイルの進行を予防するために」との記事が掲載されていました。フレイルという言葉が市民の方々に伝わっていないように思います。そこで、フレイル予防として本市はどのような事業に取り組んでいるのかを伺いまして、壇上からの質問を終わります。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 江口祥子議員の御質問にお答えいたします。

フレイル予防についてであります。

フレイルとは、加齢に伴い心身の活力が低下し、

要介護状態に近づくことを指しております。本市におけるフレイル予防の取組としましては、運動機能向上のためのころばん体操のほか、口腔機能向上のためのひっかけん体操を行っております。また、出前講座等を通して、低栄養を予防するための食生活などについても啓発を行っているところであります。

○2番（江口祥子君） 今、市長が答弁してくださいました。介護が必要となる一步手前の75歳以上の虚弱な方をフレイルとして認識しました。

お聞きいたします。令和2年度からフレイル虚弱予防に特化した問診票により長寿健診が実施されますが、新たな問診票の内容と取組について伺います。

○健康増進課長（猪俣勝人君） 長寿健診の新たな問診票の内容と取組方法についてでございます。

長寿健診は、後期高齢者医療制度に加入している方を対象に特定健診と同じ健診内容で実施しております。問診票につきましては、特定健診と同じものを活用しておりましたが、令和2年度から問診内容が見直され、食生活、運動や認知機能、周囲の関わり状況などフレイル等の高齢者の特性を把握するものとなっております。

対象者には健診案内を通知し、新たな問診票を活用して6月から実施しているところでございます。

○2番（江口祥子君） 食生活や運動の習慣、社会参加などを尋ねる質問票は15の問いで構成されているということですね。

高齢社会白書によりますと、高齢者のうち要支援や要介護と認定された人の割合は65歳から74歳までが4.3%なのに対し、75歳以上では32.1%と約7倍に増えるそうです。本市においても長寿健診が実施され、介護予防に貢献されてきました。これまでの健診実績、市民への周知方法、今後の健診の進め方について伺います。

○健康増進課長（猪俣勝人君） まず、長寿健診の受診率でございます。令和元年度では41.1%となっております。

市民への周知方法につきましては、広報紙へ掲載するほか、防災無線や出前講座等でお知らせをしているところでございます。

今後も長寿健診を受診していただき、健康状態を

把握することで、フレイル、虚弱予防に役立てていきたいと考えているところでございます。

○2番（江口祥子君） よく分かりました。

フレイル予防という観点からしますと、栄養、運動、社会参加の三つが重要と言われ、その中でも運動が第一とされます。例えば、足の筋肉量が低下し、歩行速度が落ち、転倒しやすくなって外出を控えるようになり、社会参加が少なくなります。これが、うつや認知機能の低下を招くおそれがあります。そういう意味から、3要素を意識し各自が取り組みやすい形で日頃から心がけ実践していくことが、予防につながると思います。私も実践しようと思います。

それでは、今後の健診の在り方について市長の見解を伺います。

○市長（田畑誠一君） 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施につきましては、フレイル対策や疾病予防、重症化予防に係る市町村での体制づくりや取組を推進し、被保険者の健康寿命の延伸を図ることを目的に、令和6年度までに実施することとなっております。

現在、重複頻回受診者のほか、長寿健診等の結果から医療が必要とされる者、また、1年間医療機関にかかっておらず、健診も未受診である方等に対して、訪問による相談の保健指導を実施しております。

今後は高齢者の医療、健診、介護情報等を一括して把握し、ころばん体操等の通いの場等を通して、地域の健康課題を踏まえ、保健師等による健康教育、健康相談を実施し、フレイル予防、疾病重症化の予防、健康寿命の延伸を図ってまいりたいと考えております。

○2番（江口祥子君） 次に移ります。

本市の公共施設において、放置自動車対策についてお尋ねいたします。

串木野フィッシャリーナ駐車場に4台の宮崎ナンバーの車両が放置されています。平成30年3月議会定例会において、この放置自動車の一般質問を行いました。その後の対応は適切に行われたのか伺います。

○水産商工課長（平川秀孝君） フィッシャリーナ施設内の放置自動車4台については、同一の所有者

であり、警察と連携を取り、放置車両に撤去勧告書を掲示いたしました。所有者の調査を進める中で所有者本人が死亡していることが分かったことから、現在、県外の本籍地へ相続関係の調査を行っているところであり、確認ができ次第、撤去通知の手続を進めてまいります。

放置されている場所が鹿児島県の用地であることから、今後も引き続き県や関係機関と連携を取りながら対応してまいりたいと考えております。

○2番（江口祥子君） 5月の下旬に、駐車場に行ってみました。勧告書の貼られた4台の放置自動車だけでした。何やら分からないごみの詰まった車は不気味で危険な状況でした。

この辺りの公園は照島神社となぎさ公園及びヨットハーバーの串木野フィッシャリーナがまとまって構成された、釣り人にとっても地元の人々にとっても格好の憩いの場となっていますので、安心安全な環境整備を迅速に進めていただきたいと思います。

それでは、次に移ります。

「串木野新港フェリーターミナル付近の駐車場内に放置自動車が多過ぎて駐車できない」との市民からの苦情の相談がありました。

串木野新港フェリーターミナル付近の放置自動車の現状、今後の対応について伺います。

○水産商工課長（平川秀孝君） 串木野新港駐車場の放置自動車についてであります。

串木野新港につきましては、鹿児島県の管理であり、これまでも県において所有者への通知や放置車両への撤去勧告など対応が行われております。しかしながら、これまでに数台の撤去にとどまっていることから、鹿児島地域行政懇話会においても議題に上げ、県に強く要望しているところであります。

今後も県において法に基づき撤去勧告を行うとともに、所有者の確認に努め、撤去指導等を行うこととされております。市としましても、串木野新港は海の玄関口でもありますので、放置車両対策について、引き続き県や関係機関等と連携を取ってまいりたいと考えております。

○2番（江口祥子君） 甕大橋が8月に開通いたします。甕フェリーの発着所としてもよく知られてい

る串木野新港であり、現在以上に多数の利用者があると思います。まずは周辺の環境整備が重要と考えます。市長の見解を伺います。

○市長（田畑誠一君） 串木野新港における放置自動車はかなりあるようであり、県の所有地でありますので、これまでも県のほうにお願いをしてきたんですが、先ほど答弁いたしましたとおり、数台しかまだその撤去の実績が上がっておりません。今後も県との協議会でも議題に上げて、市としても強く要望していくところであります。また、県としても、しっかり所有者の確認に努めて、法に基づいて撤去勧告を行うということで取り組んでおられますので、今後また連携を取りながらやっていきたいと思

います。念願の甕大橋が開通をすると、完成するというところで、みんな心弾む思いで開通の日を待っております。市としても、フェリーがここから出ているわけありますから、一生懸命応援をしたいと思っております。先ほど課長が申し上げましたとおり、そういった意味でも、この串木野新港は海の玄関口であります。そしてまた、それは甕の皆さんとのかけ橋の玄関口でもあります。したがって、今後とも県と協議をしながら、少しでも放置自動車が撤去されるように努力を重ねてまいりたいと思

います。**○2番（江口祥子君）** 安心安全なまちづくりのいちき串木野であります。迅速かつ的確な環境整備を推進していただきたいと思

います。以上で、一般質問を終わります。

○議長（下迫田良信君） ここで換気のためしばらく休憩いたします。再開は午前11時5分といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時04分

○議長（下迫田良信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中里純人議員の発言を許します。

[9番中里純人君登壇]

○9番（中里純人君） 私は、先に通告しました2件について質問いたします。

まず、行財政改革についてであります。

新型コロナウイルスは、日本の全ての産業に大きな損失をもたらしております。緊急事態宣言が全面解除されたものの、既に多くの中小企業の倒産が発生し、雇用にも影響が出ています。戦後最大の経済危機に対して、財政出動で経済の立て直しを図るために、異例とも言える規模の補正予算が可決されました。財政の悪化は明らかで、将来に不安を感じるものです。

本市の効率的で無駄のない行政運営を推進するための第3次行政改革大綱推進計画は平成28年から32年までの5年間となっていて、本年が最終年度となります。実施計画では29の推進項目において、5年間で9億3,912万円の効果額を目標としています。毎年8月に前年度の実績報告がありますが、平成28年から30年の3年間では目標額を9億970万2,000円も上回っています。効果額は28年が2億1,191万1,000円、29年が2億8,358万6,000円、30年が6億9,118万8,000円と、3年間で5年分の目標をクリアしておりますが、これは歳入の確保としては、市税や住宅使用料等の税外収入、市有財産の有効活用等の効果、そのことよりも、ふるさと納税が突出した効果があるようです。

本年は向こう5年間の第4次行政改革大綱推進計画の策定の年に当たるわけですが、合併算定替は終了し、税収も人口減により減少しています。30年度の経常収支比率も97.6%と県内ワーストワンで、本市財政は硬直していると言えます。今回の新型コロナウイルス感染対策等に必要な緊急的な財政需要が生じていること、また、将来にわたり持続可能な市政運営のためにも、本市の財政運営は非常に重要なときではないでしょうか。

本市財政の現状と今後の財政運営並びに今後の行政改革の考え方について、市長の見解を求めます。

以上でここでの質問を終わります。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 中里純人議員の御質問にお答えをいたします。

本市の現在の財政状況についてであります。

平成29年度、30年度決算において、経常収支比率

が2年連続ワーストとなるなど、本市の財政は硬直化が進んでおります。また、今後、市税の減少、お述べになられました特別普通交付税の合併算定替の終了、さらには大型事業の合併特例債の元金償還開始に伴う公債費の増加などにより、さらに厳しい状況が見込まれますが、持続可能な市政運営を継続していく必要があります。

現在、令和3年度からの行政改革の指針となる次期大綱の策定に取り組んでおり、次期大綱においては、新たに基本理念を加え、これまでのように多くの事業を広く浅く実施する従来型の行政運営である管理型行政運営から、市の将来を見据えて行政を経営する視点に立ち、市民にとって真に必要な事業をメリハリをつけて実施する経営型行政運営への転換を目指すこととしております。

○9番（中里純人君） 財政の状況につきましては、一般質問や委員会等で同僚議員も心配されているところではございますが、第3次行政改革大綱推進計画の31年度のそれぞれ項目、それと効果額、本年度の取組状況についてお聞きしたかったのですが、まだ集約ができていないとのことでございます。

管理型から経営型の行政運営に取り組んでいくとのことですが、薩摩藩英国留学生記念館、総合体育館、防災センター、給食センターなどの箱物が相次いで造られました。それぞれに目的を持ち、本市になくてはならないものではあります。財政的な負担がじわりじわりと重くのしかかってきております。

さらに、今回の新型コロナウイルス関連の市単独の補助金2億5,000万円は、ふるさと納税に頼っている本市の財政にとっては非常に懸念されることです。毎年9億円余り頂いている特別交付税も国の新型コロナウイルス対策のために期待できないのではないかと危惧しております。民間と違いまして、人件費率が高い中での市政運営というのは非常に困難な面がありますが、遊休資産の活用など思い切った手だてでスピード感を持って取り組んでほしいものです。

田畑市長の任期の最終年度が第4次行政改革大綱推進計画のスタートの年となります。改めて将来へ持続可能ないちき串木野市について、市政の羅針盤

をお示しいただきたいのであります。

○市長（田畑誠一君） 中里議員が縷々詳しくお話しなさいましたとおり、持続可能な財政運営というのはとても大事だし、それは私どもと議会の皆さんと一緒に負っている市民に対する責任だと思っております。

そこで、次期大綱を策定するに当たりましては、これまで以上に行政改革に努めなければならないと考えておりますので、一つ、行政改革大綱推進計画、一つ、財政改善計画、一つ、職員の定員管理計画の策定と併せて、着実に行政改革を推進するための第4次行政改革大綱を定めていきたいと考えております。

なお、国に対しまして、去る6月3日の全国市長会において、地方税財源総額の確保、新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金の拡充、地方交付税の算定の充実など多くの都市税財源充実強化に関する決議をし、地方自治体が果たしている役割とその現場の実態を十分に踏まえて、地方税財源の充実強化を図るよう国に対して強く要望をしたところであります。

○9番（中里純人君） 財源の充実について今後も取り組んでいただきたいと思っております。

第3次行政改革大綱推進計画では市民サービスの向上として、「職員の接遇向上に努め、迅速かつ適切な対応の徹底を図るとともに、市民の立場に立った親切で優しい行政サービスに努めます。また、申請等諸手続の簡素化、市民の利便性の向上のほか窓口業務の充実にも努め、市民満足度を高めるため、効果的、効率的な質の高い行政サービスを提供し、市民サービス日本一の市役所を目指します」とうたっております。

市民サービス日本一の市役所を目指し、本年が最終年度となりましたが、設定されているそれぞれの項目について向上した具体的事例をお示しください。また、他都市と比較して、どのように評価されているのか伺います。また、若者からお年寄りまで、来庁者が遠くからでも認識しやすい統一されたカラフルなフロアやカウンター等のサイン計画等は考えておられないのか、併せて伺います。

○市民課長（榎元京子君） 市民満足度の高いサービス日本一の評価についてであります。

職員の接遇向上につきましては、定期的に接遇マニュアルの履行推進の呼びかけを行い、平成29年度と令和元年度には職員研修を実施し、接遇や環境整備に対する意識の向上を図ったところであります。

窓口の充実につきましては、3月末から4月初めの住民異動の時期に職員の接遇研修を兼ねたフロアマネージャーによる来庁者への案内を行い、土曜日曜の休日窓口も開設しております。また、事前の電話申込みによる住民票や納税証明書等の時間外交付を行っているほか、月1回、日曜窓口を開設し、税務相談やマイナンバーカードの交付申請を受け付けております。そのほか低床カウンターの増設や庁舎内の見取図の掲示など、庁舎内の環境整備に努めております。

今後も引き続き、市民の立場に立った親切丁寧で迅速かつ的確な対応に努めてまいります。

他市との比較についてであります。迅速、丁寧に努めている面、それから、なるべく低床カウンターで座って対応している面につきましては、他市とほぼ同様かと思っております。ただ、カウンターにつきましてはフロアの面積の関係等から数が少なく、この面では他市に劣るかもしれませんが、職員の接遇につきましては同じように努めているところでございます。

カラフルな掲示等につきましては、今後検討してまいります。

○9番（中里純人君） カウンター等のサイン計画については検討していくとのことですが、先日、市来の庁舎に行きましたところ、各課を表示するフロアの見取図が正面玄関の壁につけてあるわけですが、案内版で隠れて見えない状況でした。市民満足度を高めるためにも絶えず心配り、気遣いを心がけていただきたいと思っております。

総務省では2015年に行政業務改革の一つとして、ワンストップ窓口の導入を推奨していますが、実際にワンストップ窓口を導入している自治体は多いとは言えない状況のようです。昨年と同僚議員の質問にもありましたように、市民の皆様にとっては、転

入・転出、税金などの手続の際に一つの窓口だけで手続が完結するので、たらい回しにされず、負担が大幅に軽減されます。市民の満足度と窓口業務改善のためにも本市でもワンストップ窓口導入をすべきと考えておりますが、県内での導入自治体の状況と導入に当たっての課題も併せて見解を伺います。

○市民課長（榎元京子君） 住民異動届などに伴う各種手続につきましては、個人ごとに必要となる手続が異なるため、その方に合った手続を間違いないように行うために、それぞれの担当課において丁寧に対応しているところであります。また、移動が困難な方の場合は関係課の職員が市民課に出向いて手続を行うなど、状況に配慮した対応をしております。

本市では1階フロアの関係各課の窓口で手続を終えられることから、ワンストップ窓口と同様の形態であると考えております。今後も継続して関係課と連携を図り、スムーズな手続ができるよう努めてまいります。

また、県内でのワンストップ窓口の設置状況につきましては、現在設置されているのは鹿児島市と日置市のみであります。

○9番（中里純人君） それぞれ手続が異なるとのことですが、私も調べてみましたが、ワンストップ窓口は、組織や体制の変更、システムの改修費用、庁舎のレイアウトの変更費用、また総合的な内容に幅広く対応できる職員の育成など課題があるようです。

そこで、次の質問に移ります。おくやみ窓口の設置についてであります。

人が亡くなって一番手がかかるのは埋葬、家の片づけ、様々な契約の解除、公共料金の支払い、遺産分割など死後の事務処理です。私も手続をしたことがあります。幾度となく役所に足を運び、うんざりした経験がございます。

この件につきましては、担当課ではスムーズに手続ができるよう体制を整えているとのことですが、大分県別府市を皮切りに予約制のおくやみ窓口を設置する自治体が全国で広まっています。手続を行う遺族が葬儀の後、電話で訪問日時を予約するときに、

職員が必要な手続を確認し、申請者や死亡者の情報を聞き取って、そして事前に書類に住所、名前等を一括して印刷して準備します。当日、各担当職員が順番に窓口に来て手続業務を行うため、申請者は待ち時間を短縮できるという仕組みで、手続が30分でできるということらしいです。窓口の予約は1日4枠ということで、予約をしない場合は市民課などで通常の手続となります。また、専用窓口開設に併せておくやみ手続ガイドブックも作成し、窓口の利用方法のほか、手続に必要なものや担当課のリスト、保険の解約や運転免許の返納など市役所関係以外の手続の問合せ先などもまとめてあって、死亡届の手続のときに遺族らに配付するというところでございます。

本市での予約制のおくやみ窓口導入について、再度検討されてはいかかと思いますが、伺います。

○市民課長（榎元京子君） おくやみ窓口の設置についてであります。

死亡届に伴う手続は多岐にわたり、亡くなられた方と手続をする方との関係性によっても必要な手続が個人ごとに異なることから、担当課で確認をしながら慎重に手続を行っているところであります。関係課ではあらかじめ必要書類を準備し、予約がなくても御遺族の都合のいいときに手続をしていただけるよう体制を整えているところであります。

今後も継続して御遺族の負担を軽減し、スムーズな手続ができるよう努めてまいります。

○9番（中里純人君） 遺族の皆様の負担のないように体制を整えているとのことでございます。

次に、終活支援についてでございます。

最近、終活という言葉をよく耳にしますが、若い方は就職活動と理解されるでしょうが、ここで言う終活は人生のエンディングに向けた取組のことです。平均寿命の伸びにより人生100年時代と言われますが、自分の最期を誰に託すのかという不安を抱える人も増加傾向にあると言われております。死んだ後に家族や周囲の人に迷惑をかけたくないとの思いで、お墓や納骨堂を購入したり、葬儀社と生前予約したという話もお聞きします。

しかし、認知症になった場合や延命治療のこと、

国が推進しております地域包括ケアシステムの構築による自宅での看取りをどうするのか、家族でもそのときにならないと分からない方が多いのではないのでしょうか。葬儀を家族葬として身内だけで行ったところ、故人と親しかった方々が、「なぜ葬儀に呼んでくれなかったのか、線香を上げさせてほしい」と次々に自宅に弔問に訪れ、かえって迷惑をかけてしまって家族も大変だったという話はよく聞く話です。

2018年に始まりました神奈川県横須賀市の終活情報登録伝達事業は、1、本人の氏名、本籍、住所、生年月日、2、緊急連絡先、3、支援事業所等、4、かかりつけの医師やアレルギーなど、5、リビングウィル、植物人間になったときの延命治療を希望しないなど書いた文書の保管場所、預け先、6、エンディングノート、万一の事態に備えて、治療や介護、葬儀などについて、自分の希望や家族への伝言、連絡すべき知人のリストなどを記しておくノートの保管場所、預け先、7、臓器提供の意思、8、葬儀や遺品整理の生前契約先、9、遺言書の保管場所とその場所を開示する対象者の指定、10、墓の所在地、11、本人の自由登録事項など、11項目を登録でき、本人が亡くなってからあらかじめ指定していた人の問合せに開示するもので、倒れて入院したり徘徊して保護されたときなどに、医療機関や消防署、警察署の問合せには一部を生前開示するというもので、事業予算は17万3,000円とのことです。

また、神奈川県大和市のおひとり様終活支援事業は、単身または夫婦、兄弟姉妹だけの世帯の市民が生前に葬儀や納骨の相談をしておけば、死後、葬儀日程や墓の所在地などを事前に登録していた親戚、知人に通知してくれるそうです。同様の取組は神奈川県綾瀬市でも行っているようです。独り暮らし世帯が増加していると言われる今日、市民の皆様に喜ばれる取組ではないかと思うのですが、いかがか伺います。

○福祉課長（立野美恵子君） 独り暮らしの方が意識不明になった場合や亡くなられた場合、緊急連絡先やかかりつけ医、延命治療、葬儀方法、遺言書の有無などの意向を終活登録情報として自治体と共有

する事業が、一部の都市部において行われております。本市においては、それらの方を要援護者と位置づけ、災害時の避難支援のための要援護者台帳登録や民生委員児童委員協議会の緊急連絡カードにおいて、緊急連絡先やかかりつけ医の登録を行っております。また、終活に関することを医師会と連携して、マイライフノートとしてまとめ、出前講座時での配付や医療機関の窓口に置くなど終活についての啓発を行っております。

今後も地域で独りにさせないための見守り体制を継続するとともに、先進地の事例を参考に、終活の啓発についても関係機関と研究してまいります。

○9番（中里純人君） 横須賀市では身元は確認できていても引取り手のない遺骨があって、この事業に取り組みされたというような背景があるようです。本市では要援護者情報をもとにエンディングノート等を配付されているようですが、本市では民生委員の皆様が活発に取り組んでくださいますので、差し迫った対応はまだ必要ないかもしれませんが、いずれは考えていかなければならない事案だと思っております。

以上で、質問を終わります。

○議長（下迫田良信君） 次に、大六野一美議員の発言を許します。

[7番大六野一美君登壇]

○7番（大六野一美君） 私は市民の声を基に通告をいたしました1件、3項目について、市長並びに教育長に御所見をお伺いいたします。

先日、報告のあった公共施設の統廃合についてであります。

第1期建物系個別施設計画案が策定をされ、令和7年度を目途として廃止とされました。市民ニーズも多様化し、全ての施設について廃止することの理解が得られないのではないかと思いますのであります。私は、個々それぞれの考え方や捉え方があり、施設の利用者には理解される案件ではない施設もあると思えるのです。

市長には、以前、一旦議題として提示されながら、市民の理解が得られないとのことで、いまだ何の議論もされず眠っておる案件があります。今回、示さ

れた27件の全てが市民の理解が得られないときはどういう対処を取られるのか。以前の案件と同様の結果にならないよう、しっかりと行政運営を期待をしながら、壇上での質問といたします。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 大六野一美議員の御質問にお答えいたします。建物系個別施設計画案の策定についてであります。

人口減少社会が進行していく中において、現在、保有する全ての施設を建て替え、または大規模改修することは、その財源を確保する観点から困難な状況となってまいります。このことを踏まえ計画案では、建物の床面積を11.8%削減することとしております。建物数を減少していく上で、各施設の利用状況または建物の経過年数、劣化の状況などを調査し、廃止とする場合の考え方としては、複数の類似施設がある場合は廃止となる施設の利用者は他の類似施設を積極的に利用していただく、また、利用者数が少ない施設で老朽化が進んでいる施設については、やむなく廃止することを方針として決定をしたところであります。

○7番（大六野一美君） ただいま市長から答弁をいただきました。ごもっともな答弁であります。

財政状況、人口減少社会、利用の頻度等を考えますと、当然、そういうことで進めていかないといかんだろうと。ただ、私が一番引っかかっているのは、冒頭に言いましたように、一番大きな案件で、後に出てきますけれども、それと同様の扱いをすれば、これも結局は市民の同意が得られないということで、また下げざるを得ない状態になるであろうという思いでの市長への質問なんです。市民平等という名の中で、同じような配慮をしながら同じように決定をしていく、これが市のスタンスであるべきだという思いで質問をしているんです。あれはこう、これはこう、もちろん事の対象によって若干、角度が変わったにしても、基本は市民のためにと称してイコールであるべきだという思いでの、市長、質問なんです。

当然、27項目については、今、市長が言われましたように、令和7年度と言わずに早急に取捨選択を

しながら廃止をしていくべきだという思いは同じであります。しかし、冒頭言いましたように、なぜ同じような対応をされないんでしょうか。

市長は今、27項目の中で市民の理解が得られなければ、前回同様の対応を取られますか。

○市長（田畑誠一君） 私たち行政の務め、果たすべき役割は議会の皆さんも一緒であります。それは、市民にいかにか満足を与えるか、そして、将来に間違いのない市政の方針を打ち出していくかということにあると思います。

市民の皆さんに満足を与えるためには、いろんな施設がたくさんあったに越したことはありません。しかし、市民の皆さんに満足を与えるという原点に立てば、大事なものは財政運営であります。したがって、先の中里議員から質問がありましたが、やはり持続可能な財政運営ということを念頭に置いて行政を進めていくことが、ひいては市民の満足に繋がることにつながると思っております。

大六野議員が心配されますように、これから地域のそれぞれの皆さん方に説明に入りますが、とても難しい問題がたくさんあると思います。これまでも議会の皆さんと一緒に、公立保育所の民間移管なども理解を頂きながら成し遂げてまいりました。今回も様々な御意見を頂きながら、建物系個別施設計画が決定した後は、計画に基づいて地域の皆さん方と市民の皆さん方と協議をしながら実施していきたいと考えております。

○7番（大六野一美君） 市長の今言われるところは十分承知をし、納得しております。私もそういうふうにするべきだという思いです。ただ、もし市民の理解が得られないときには、先ほど言いましたように、前の案件と同じような対応して、また引っ込めることもあるんですねということを聞いてるんです。

そういう意味では、関わる人、市民への平等性を考えれば同じ対応をするべきだという思いでの市長への質問なんです。もし、27施設について関係する人たちに説明をして理解が得られなければ、それはそれとして、また別途の形で協議をするということでもよろしいですか。

○市長（田畑誠一君） 今回策定の個別施設計画案

につきましては、早速、今月から利用される関係団体に各所管課が足を運び、丁寧に説明し、理解をいただけるよう努力をしております。

施設を廃止することは難しい事案ではありますが、市の今後の財政状況を考えますと、計画に基づいて進めていく方針としております。さっき申し上げましたとおり、責任ある財政運営をしていくのが大きな市の役割であります。そういった点を含めて、それぞれ利用される皆さん方に御理解をいただけるように、これから話し合いを進めてまいりたいと考えております。

○7番（大六野一美君） 先の東議員の質問でも、非常に温度差があるんですね、当局の考え方、まち協の考え方に。当局としては説明をしているつもりでも、まち協としてはいろんな思いを持ちながら理解をされてない。そこにやっぱり行政に対する不信というのが募ってくるわけです。そういうことがないように、くどいようですが、前の案件と同じように、市民の理解が得られなければ、やっぱり同様の対応をされるんですかということをお聞きしています。

27項目について、それが悪いとは一つも思っておりません。当然、時の流れで、むしろ令和7年度と言わずに早急に進めるべきだという思いを持っております。事が事なだけに、担当課長も心労で体調を崩されたようであります。それだけに大きな案件だというふうに私は思っています。

市長が平然と答えられるところに何か疑義を感じるんですね。市長、「27項目に絶対理解は得られませんよ」という思いでの質問なんです。だから、以前と同じような対応されますかと。

もちろん財政運営のことは重々承知をしています。ただ、市長の気持ちとして、前の案件は市民の理解が得られないということで下げた。今回、市民の理解が得られなければ、それも同様な扱いで下げますかということをお聞きしています。

○市長（田畑誠一君） 今朝ほど東育代議員からいろいろな御意見を賜りました。今、おっしゃいましたとおり、市民の皆さん、あるいはまち協の皆さんと行政との意思の疎通と言いますか、そういった

面にもやっぱり隔たりがある、これは努力をしないといけないなど話を聞いていました。

ただ、当たり前ですけれども、より効率的にみんな活用していくためにはどうしたらいいかということを考えて、私たちは提案しているところであります。さきの案件と同じような扱いをするのかというお話ではありますが、これから各課によって、それぞれ利用されてる皆さん方に説明に入ります。案件によっては、前回の場合みたいに命に直接関わることとか、いろんな場面もあるかと思えます。いずれにしても、市民の皆さんの将来のために持続可能な行財政運営ができるように精いっぱい努力をしております。

○7番（大六野一美君） 大変苦しい答弁で、これ以上、詰めてもなかなか心を開けないのかなど。市長の胸のうちは見えてるような気がしますけど、この議場で市長がそれを答弁するにはなかなかのものがあるんだろうなという思いがします。少なくとも公平、平等にしっかりと配置計画をしていただきたい。それに異議を唱えるものではありません。市長の姿勢に対して同様の解決をすべきという思いでの質問であります。

次に、今後の消防施設の整備についてであります。

今、縷々言ったことと若干、重なりはしますが、いろいろといろんな人から話を聞きますと、「やっぱり庁舎は一つにしたほうがいい。今、数少ない消防職員の中で機動力を発揮したり何したりするには、距離的な問題も含めて一つにしたほうがよいかよ」という、かつての消防職員やいろいろな方々の見解をお聞きします。

それでもなお、今、言いましたように、この二つに分かれている現状を、消防長がどう現場の長として思っておられるのかなという思いもしながら発言をしておりますが、消防長に対して通告してありませんので、御意見があれば一言どうぞ。

○消防長（若松勝司君） 消防長としての考えについてでございます。

現体制におきまして、統廃合により消防力が充実、強化するものと考えてはおりますが、市民の期待に応えるべく創意工夫して職務に専念してまいりたい

と考えております。

○7番（大六野一美君） 今の消防長の説明が本音であろうというふうに思います。

当然、先ほどから市長が言われますように、効率的な財政運営、あるいは消防という特殊な業態の中で機動力を生かしたりいろいろするには一つにしたほうが一番いいのよねという経験者の話がほとんどです。だから、令和7年度までにと称して出てきたこの27項目の中にそのことが記されていない。これは何なのよという思いでの質問なんですよ。

市長が言われますように、健全な財政あるいは市民の財産を守る、あるいは職員をどういうふうに動かして、どう有効利用するのかということ等を踏まえますと、やっぱり一つにしたほうがいいという大枠の中の総論であるとするれば、それに向かって進んでいくのは長としての務めだというふうに私は思うんです。

市来だから、串木野だからということで物を言ってるつもりはありません。先ほど来、市長が言われますように、財政運営もろもろ含めて、一番の効率効果を出すためにはどういう方法が一番いいのよという思いでの質問であります。

いずれ、女性職員の問題等々も含めて、いろいろ整理をせないかん時期が来る。だとすれば、時間があまりに短い。そういうことを踏まえて令和7年度までの項目に出てきてないのかなという思いを僕はしてるんです。市長、それはちょっとあんまり悠長過ぎるんじゃないですか。もうちょっと早急に職員のいろんな配置もろもろを考えますと、彼らも数少ない人間の中で、2か所に分かれてやりくりしながらやっています。そういうことを考えますと、もうちょっと市長の断が必要なのかなという思いですけど、市長、何かありませんか。

○市長（田畑誠一君） 今、大六野議員のほうから消防に携わった方々等、専門の方々等の意見等も踏まえながら、やっぱり一つにすべきだという声だというお話であります。

最も有効な消防力の強化を図る方法は私も消防機能の一元化にあると思っております。したがって、今後、やっぱり統合を進めていかなければなら

ないと考えております。

また、今、大六野議員もお述べになりましたとおり、毎年と言っても過言でない、もう今や想定外という言葉はなくなりました。災害に見舞われております。その中で女性消防吏員の大切さ、大事さというのは非常に言われております。

福井県の大野市だったと思いますけれども、女性の消防団員を84名でしたか、女性だけの消防団員があって、そして、男性消防の職員、団員の皆さんと同じように総合訓練など重ねていることをB&G財団総会の講演でお聞きいたしました。これは学ぶべきだなというふうに思いました。

避難所なんかの対応は、女性消防職員でなければ、団員でなければ、スムーズにいかない、コミュニケーションが取れないことが否めないということがあります。そういった面で今、言われましたとおり、女性消防吏員の登用に伴う施設整備も急がれている状況となっております。

そこで、その施設整備について、どのような形で行っていくべきかを検討中ではありますが、今後の市民の皆様の安心安全を確保するために、本署と分遣所の両庁舎を併せて精査し、財政状況を勘案しながら統合に向けて取り組んでいかなければならないと現時点で考えております。

市町村合併をしての大きな課題は、消防の分遣所問題であります。どの町もこの問題については、人の命に関わることであるので、なかなか理解を得られないという状況があるようです。それで市長会としましても、合併を進められて、合併算定替えとか特例債を活用するとか、いろんな恩典にあずかりましたけれども、片方ではこういう、今言いました分遣所なんかの問題につきまちはなかなか統合が難しいんですね。そういった面も新たな課題として生まれてきてるんですよということは国へ対して訴えているところであります。

○7番（大六野一美君） 市長はそういう言い方をされますが、合併時になかった話なんです、このことは。あえて言う必要もないかもしれませんが、合併後にこの話はあったわけであって。まあそれはそれとしながら、もう十数年たってますので。

しかしながら、決して財政状況がよくない本市にとってどうあるべきか。今、市長が言われましたように、そういう方向でやっぱり早急に進めていくべきだというふうに思います。

20分という限られた時間の中でありまして、このことはまた機会があるときに質問することとして、次の冠岳小学校は、本年度、令和3年3月末で廃校が決定しました。当然、その後の跡地利用については、教育長を中心にいろいろ考えておられることとは察しながらも、やっぱり地区民の声を聞きますと、「いけんなったろうかいね」という声を多々、耳にいたします。

そういうことで、もはや3月で廃校という決定を見ておる以上、今からそれなりの案と策を盛り上げていかないかんだろうというふうに思いますが、教育長の所見をお願いいたします。

○教育長（有村 孝君） 冠岳小学校の統廃合、閉校につきましては、昨年来、議員全員協議会をはじめ、市民の皆さんにもお知らせしているところでございますが、今年の3月あたりから閉校式の記念事業実行委員会等が立ち上がりまして、どういう記念式典にして、閉校に持っていくかということ等を話し合われました。その中で、つい最近ですけれども、「閉校後の施設利用はどうなるのだろうか」という意見もございました。そういう意見も含めて、市長部局のほうにお届けして。跡地利用のことは、行政財産から普通財産に戻すことになるんじゃないかなと思いますので、政策課を中心にしながら、市長部局で、我々ももちろん入りますけれども、審議を今、進めつつあるところでございますので、市長部局のほうで答弁があると思います。よろしく願いします。

○政策課長（北山 修君） 教育長からありましたとおり、閉校後の利活用については政策課が所管しております。

冠岳小学校の閉校後の利活用策についてでございますが、冠岳地区では、先ほど教育長からありましたように、今年1月に住民アンケートを実施されまして、冠岳小学校統廃合計画に対する意見と御要望として、閉校後の活用策等に関する要望というのが

市の教育委員会のほうに提出されたところでございます。

また、今定例会で補正予算をお願いしております冠嶽芸術文化村構想推進事業費1,135万5,000円の中でも、地区の皆様等とともに芸術文化活動の拠点等として活用できないか検討していただくこととしております。

利活用につきましては、地域の皆様の御要望や御意見等を踏まえながら、庁内に設置いたします検討委員会におきまして、できる限り早いうちに地域の活性化や持続可能性などといった観点から総合的に判断してまいりたいと考えているところでございます。

○7番（大六野一美君） 当然、地区民の意見、意向は尊重しながらも、やっぱり市有財産ですから、もう閉校が決まっている以上ちゃんと、さっきの話じゃないけど、決定事項ではなくて、こういう方向でこうして生かしていきたいというような案を持ってないと、閉校があった、それから考えましようなんていうことは、過去の事例からしますと、それが役所のお決まりですんでね。やっぱり決まってる以上は、先ほど来、言ってますように、まち協を中心として地区民やまち協の御意見を参考にしたり、お聞きをしながら、市としてはこうして運用していったほうがいいであろうと。

幸い冠岳小体育館も、六、七年前になりますか、5千数百万円をかけて耐震補強しております。ましてや西岳から吹き下ろす、やっぱり冷を感じるような地域でもあります。そういう意味では、生かし方によっては面白いのかなと。面白いという言い方は若干語弊があるかもしれませんが、やっぱり人を呼べるのかなという思いをしておいた質問なんです。

小学校にはプールもありますし、あそこのどこかに温泉が出るとすれば、プールに温泉をためて、あるいは先ほど来あります芸術村構想とリンクもさせながら、あそこを利用する方法はどうだろう。同時に何かあるときに冠岳地区民が一堂に会するところはあそこか、神社の前のあそこもありますけど、館をと言いますと冠岳小学校が一番最適であろうということをお考えますと、そういう併用した利用の仕方

を考えていくべきじゃないのか。

利用は当然、冠岳が使うときは冠岳を優先しながら、平時は市としての案を持ちながら、当局と冠岳地域と一体となりながら生かす方法というふうに思っている質問です。

○市長（田畑誠一君） 今、大六野議員が冠岳のすばらしさを縷々お述べになりました。おっしゃいますとおり、山岳仏教の発祥の地として、そして歴史的にもとても重厚で誇れるものがあります。また、大自然に恵まれ、地域の方々の優しさと言いますか、協力の度合い、地域を思う、将来を憂える熱い思い、人情が冠岳にはすばらしいものがあります。温泉もあります。おっしゃいますとおり、人を呼べる地域、本市が誇れる地域だと思っております。

また、大六野議員もお述べになりましたとおり、幸い冠岳小学校、校舎、それから屋体の耐震補強とか空調設備とか、そういったものも整えておりますので、こういったのを生かしながら、そして温泉なども生かしながら、もとより冠岳の大きな財産である大自然を生かして、歴史を生かして、これから活用について協議していきたいと思っております。

大事なのは、今朝、東議員の質問でもありましたが、地域の皆さんの御意見であります。お気持ちであります。希望であります。ですから、地域の皆さんとこれから十分協議してまいりたいと思います。

今、地域の皆さんも小学校の閉校記念事業なんかについて一生懸命取り組んでおるといようなことであられますので、今後、地域の皆さんと十分協議をしながら、すばらしい宝である冠岳地区を生かしていきたい、そして地域の皆さんに元気を出していただきたい、元気づけたいという思いで取り組んでまいりたいと思います。

○7番（大六野一美君） 今、閉校が決まって、閉校行事に向けて、いろいろまち協を中心而努力をされております。それはそれとしながら、その跡地をどうするんだということになってきますと、やっぱり冠岳地区だけではどうにもならない部分があって、行政としっかりと意思疎通を図りながら、冠岳地区民の意向も十分反映した中で、あそこが生かせることがベストだという思いです。

東育代議員の質問の中で、上から目線で物を言っていて当局は説明したつもりでも地区は理解をしていないということがないように。大きな案件ですので、市長。だから、そこらはもうちょっとしっかりと将来を見据えた中で計画を立てて実行していただきたい。

ややもすると、あと閉校予備軍が何校かあることも事実ですよ。何年なのか、10年なのか分からんけど、いずれまた、ほかの小学校もそういう時期が来るでしょう。しからば、やっぱりそういう前提に立って物事を進めていかんと、そのときになってからはたやどうしますかというのではなかなかいい結論は得られないであろうというのが私の持論です。

そういう意味では閉校がもう決まった現実がありますんで、市長もう一回しっかりと冠岳地区民に理解がされるような説明をして、いい方向で進めていってください。

市長に冠岳小学校閉校に対する心意気を最後にお聞きをしたいと思います。

○市長（田畑誠一君） 冠岳地区は、大六野議員が縷々お述べになっておりますように、いろいろ歴史性とか大自然とか人の情けとか、あるいは温泉もあるとか、私もいろんなことを話しました。そういった面でもまさにおっしゃるとおり、人が呼べる地域であります。したがって、これまでも本市の大きな宝の一つであるわけでありますから、そういった面でも今、定例会の補正予算に冠嶽芸術文化村構想推進事業費もお願いをしております。

これも国に認めていただいたということは、それだけ価値があるところだから認められたと思うんです。ですから、しっかりと生かしてまいります。おっしゃるとおり、その中心は冠岳小学校で、幸い耐震もしました。空調もしてあります。生かして、冠岳の皆さんに元気を出してもらえるような、そんな地域にするように地域の皆さんと十分協議をしてまいりたいと考えております。

○7番（大六野一美君） 国も補助事業をさせるぐらい、大変、神秘的な土地柄でもありますし、かつ、市長が言われましたように冠岳地区民は非常に純朴であります。だから、しっかりと当局として説明を

して理解をさせて、また、このことは12月議会あたりで問うこととしますので、それまでにしっかりと案を作っておいていただきたいと思います。

時間も残り少なくなってきましたし、今、市長の決意を聞きましたので、私の質問の全てを終わります。

○議長（下迫田良信君） 以上で本日の日程は終了しました。

△散 会

○議長（下迫田良信君） 本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後0時07分